

専修学校における留学生支援の現状と課題 -グローバル人材の育成・輩出に向けて-

全国専門学校各種学校総連合会

全国学校法人立専門学校協会 留学生委員会 委員長

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 副会長

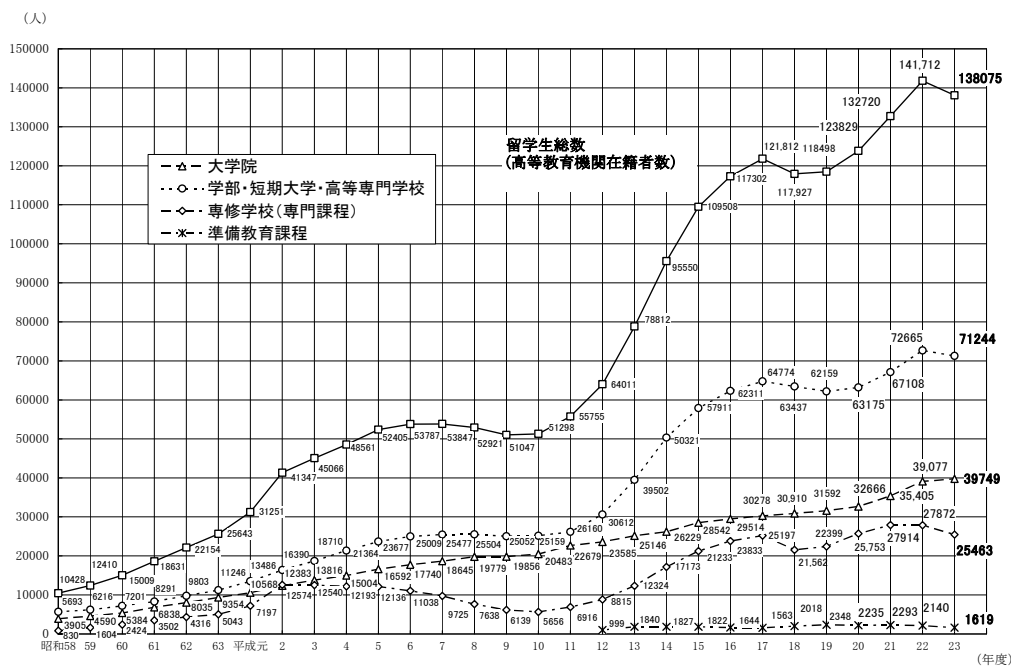
私立専門学校振興会 国際交流事業委員会 委員長

武田 哲一 TAKEDA Tetsukazu

◆「入口支援」「受入れ環境整備」に注力

専修学校専門課程（専門学校）の留学生数は、2011年5月1日現在で25,463人。高等教育機関の18.7%を占める（準備教育課程を除く）。東日本大震災の影響や、中国・韓国の参入を含む先進諸国の留学生獲得競争の激化を背景に、対前年同月比では8.6%減少し、過去最高の27,914人（2009年）を2年連続で下回ったが、この10年のスパンで見ると増加基調にある。「留学生30万人計画」による受入れ環境の整備促進をベースに、近年の留学生の意識変化や、日本の産業界の留学生に対する人材評価の変化を踏まえると、いくつかの課題はあるにせよ、基本的に専修学校の留学生受入れ増は可能であろう。本稿の後半では、それらの課題を中心に、専修学校の留学生支援を論じてみたい。

大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・準備教育課程
における留学生数の推移（各年5月1日現在）



出所：日本学生支援機構(JASSO)「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」

その前に、これまでの専修学校支援策を、留学生の意識変化と共に振り返ってみよう。外国人留学生が最終教育機関として専門学校を選ぶのは、いうまでもなく「職業教育」を主軸とする学校群であるからだ。

現在でもそうだが、理容・美容・調理・介護等を中心とする日本型の技能教育の国際的評価は高く、その教育を修了し帰国した者の就職先は引きも切らなかった。一方で、経済や販売など実務経験が重視される領域の人文系学科の卒業生は、帰国後、専門学校の学修を評価されなかったことも事実である。日本での就職が非常に狭き門だった1990年以前、それでも専修学校の留学生数が急増し、1990年には過去最高の12,574人を記録したのは、当時経済大国として華やかな存在感を示した日本への憧憬によるところが大きい。すなわち日本留学への思いばかりが先走り、日本の高等教育機関の知識が乏しいまま、「就職に役立つ」といった漠然とした印象で専門学校を選ぶ傾向が少なからず見受けられたのだ。そして修業時間数など専門学校の卒業要件の厳しさや、卒業後の進路が見えないことで挫折感を抱いた一部の留学生達がドロップアウトしていく。

1990年には外国人の違法滞在、不正就労、犯罪などが大きな社会問題になり、違法行為者の中に専修学校の留学生が一定の割合を占めることが重視された。これを受け、同年6月に施行された改正入国管理法では、専修学校の留学生受入れ条件が厳格化されると共に、専修学校留学生に限り、原則として卒業後の日本就労が禁止された。これにより専修学校の留学生は1990年をピークに反転し、2000年には5,656人まで落ち込んでいる。

こうした事態を招いたのは、留学を望む者の日本留学に対する具体的かつ詳細な知識が不足していること、また留学生を受入れる専修学校側の学生管理が充分でないことがあげられる。これまで専修学校を統べる業界団体は、様々な施策を用いてこれらの改善に努めてきたが、入管法の厳格化という逼迫した事態を受けて、より抜本的な対応を探るようになる。業界団体の全国組織、公益社団法人全国専修学校各種学校協会は、1993年に「専門学校留学生受入れに関する自主規約」を施行し、留学生を受入れる専門学校に対して、入学募集要項等の表示や、生活指導担当教員の設置義務づけ、資格外活動への指導、適切な在籍管理などの徹底を促した。その上で、法務省に規制緩和を要請し続けた結果、1997年には一部国内就職が認められたのである（※1）。現在、就労可能な在留資格は「技術」「人文知識・国際業務」の2つである。

国内就職の道が開かれたことで、専修学校の留学生数は2001年から再び増加基調に入るが、同時に再浮上してきたのが、留学生が違法行為へ手を染める懸念である。なかでも全国で最多の留学生を受入れる東京都ではこの対応が急務となった。東京都の専修学校、各種学校を組織する公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下協会）は、「留学生が当初の志を失わず、安心して学べる環境を整備する」という生活・学習環境支援の観点から、東京都・法務省入国管理局・東京入国管理局・警視庁の4者が連携した、留学生の違法活動防止事業（※2）に参加し、東京都の委託を受けて、専修学校の留学生担当者に向けた、意識啓発や諸手続きの理解などを目的にした様々な研修会を行っている。加えて、協会内に留学生指導担当者のための相談窓口を設けたほか、協会主催でも独自の研修会を開催するなど、現在に至るまで留学生の受入れ

環境整備に注力している。

一方で、日本留学を希望する者への働きかけ——すなわち来日前の“入口支援”が必要という観点から、協会では1997年からアジア諸国を中心に学校説明会を開催している。初の「日本留学フェア」となった韓国を皮切りに、台湾、中国、ベトナム、タイと開催国・開催都市は年々増加し、その陣容も、当初は協会主催で専修学校の参画が中心だったものが、回を追うごとに日本の大学・大学院の参加も増えつつある。現在、韓国と台湾における日本留学フェアはJASSOの主催となり、協会は共催に回っているが、専修学校留学生の入口支援という初期の志が、あまねく留学希望者のニーズに合致し、総合的な日本留学案内の場として花開いた形だ。



日本留学フェア（韓国）



日本留学フェア（中国）

◆卒業後の日本就職、「出口支援」に舵を切る

こうした取り組みが効を奏し、留学を志す者への日本留学の理解が進んだことに加え、急速に進むグローバル化の波が、留学志望者の意識に変化をもたらした。

現在、アジアでは中国・韓国、欧米ではイギリスを筆頭に、規制緩和や受入れ環境の拡充を推進して、“優秀なグローバル人材”を獲得しようとする動きが顕著になっている。我が国の「留学生30万人計画」も、日本企業を中心にさらなるグローバル展開に向け、優秀な高度職業人材の確保と育成を目的のひとつにしている。いわば留学生の受入れは、先進国の発展途上国支援に繋がる“教育貢献”から、自国の発展にも貢献する人材源の確保という意味合いに広がっているのである。

さらに留学志望者の事情として、世界的な就職難があげられる。留学先の学校教育を修了したという経歴だけでは、以前ほど母国の就職に有利に働かなくなった。留学先での職業経験、とりわけ母国の発展に貢献する分野の技術や知識を実践的に身につけた者のアドバンテージが高まるなか、留学先を選ぶ決め手に「卒業後の留学先での就労が可能かどうか」が重要な選択肢になっていく。「憧れの地で学べれば満足」という漠とした動機から、「将来にわたるキャリアに繋がる就労のために有利な国を選ぶ」という意識変化は、特に優秀な資質を持つ層に顕著である。

その点において、日本における留学生の国内就労の可能性は、他の先進諸国に比べて、大きなアドバンテージを有していると言える。しかし一方で、先述の通り、就労可能な在留資格は2種に過ぎず、また特に専門学校卒業生の在留資格変更認定につい

ては、在籍した学科の内容と就職先の仕事の関連が厳しく問われる傾向にある。東日本大震災が起きる以前から、専修学校への進学率が5割を占める日本語学校の入学者数は減少傾向に転じており、特に中国、韓国の学生の留学先が、欧米を中心とする他国に流れつつあることも、卒業後の就職事情と無関係ではない。

ただし、就労する国として日本の魅力が決して劣っているわけではない。日本型の経営システム、生産方式、あるいは観光・サービス、介護などにおけるホスピタリティといった概念とその実践は、グローバルに通用するものと国際社会から注目されている。そして留学先の情報収集や分析に熱心な志望者層は、こうした事情を十分に把握している。

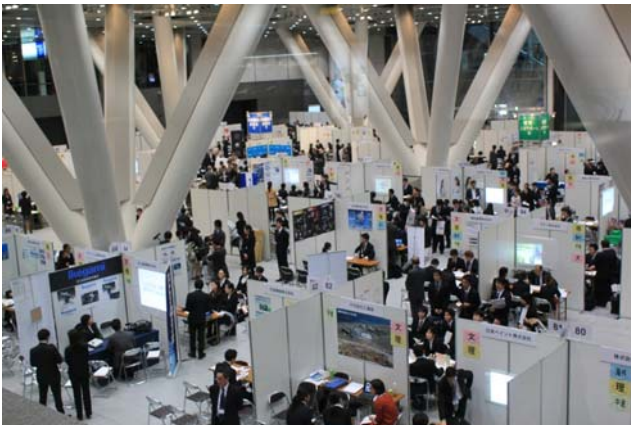
したがって今日、留学生の国内就職支援、いわゆる「出口支援」の充実は、入口である留学生増とも密接に結びつく支援策なのである。

海外での留学説明会にいち早く取り組み、現地の学生のアンケート調査等を通じてこうしたニーズを把握した協会は、2006年頃から留学生の就職支援に注力していく。その柱は、「就職機会の提供」「就職指導」「企業啓発」の3点である。

◆外国人向け合同企業説明会を開始

就職機会の提供については、2007年1月、国内初の本格的な外国人向け合同企業説明会となる「アジア人材就職・転職説明会」を開始した。日本企業と留学生のマッチングの場として始まったこの説明会は、夏冬の年2回開催で定着し、現在までに12回を数えている。第1回は出展企業17社、来場者数838名の実績に留まったが、回を重ねるごとに規模が拡大し、これまでの過去最高は出展企業124社（12回）、来場者数3,153人（10回）を記録している。

近年の傾向として特徴的なのは、出展企業の業種が多岐にわたることと、出展企業の“新陳代謝”が盛んなことだ。開催する度に企業の顔ぶれが変わりながら出展数が増加する傾向は、採用が成功し出展を終了した企業と、新たに出展する企業がうまく循環していることを示しており、多様な人材ニーズに応えられる説明会に成長した証しであろう。また来場者に占める留学生は、専門学校生約2割、大学生・大学院生の合計約6割となっており、これは日本の留学生比率とほぼ一致する。海外での留学説明会と同様、専修学校の留学生支援を目的に始まったこの説明会も、専修学校だけでなく留学生全体に訴求するものとして浸透した。



アジア人材就職・転職説明会

直近の2月開催では JASSO をはじめとする独立行政法人や東京商工会議所などの企業団体が多数後援するほか、ベトナム、韓国、中国の大使館（在外公館）が後援団体として初めて名を連ねた。留学生を送り出す国の注目や期待もひとしお増している。

◆採用促進セミナーを全国で実施

ところで、アジア人材就職・転職説明会の5年に及ぶ実施を通じて感じたのは、日本企業の採用意識の変化である。2007年の第1回開催時は、リーマンショック以前の未曾有の好景気であり、日本人学生の新規学卒者は“売り手市場”にあった。大手企業が軒並み新規学卒を取り込むなか、中堅中小企業の人材不足は深刻であり、いわば日本人学生の代替的存在として、やむなく外国人留学生採用に踏み切る企業も少なからず存在した。職種も IT 関連が大半を占めていた。

しかしリーマンショック以降、再び日本人学生中心の採用にシフトしたかといえそうではない。直後の冬開催には一時的な企業出展の落ち込みは見られたものの、その後回復し、以後順調に出展数は伸びるとともに業種も多様化した。この要因には、グローバル展開を指向する企業が、「外国人人材の確保」を新たな戦略にしたことがあげられるが、それ以上に注目すべきなのは、外国人留学生を“優秀な人材源”と認識したことにある。つまり日本人学生の代替的存在ではなく、新卒人材として一律に捉えたとき、今後の企業発展のためにどうしても獲得すべき有力な層として外国人留学生が意識されるようになったのである。そのことは出展企業のアンケートやヒアリング調査を通じて明らかになっている。

ただ、現実に留学生を採用し、自力でこうした認識に至る企業を待つのはいかにも迂遠である。そのため協会が就職支援の一環として重視しているのが「企業啓発」であり、具体策として2006年から「外国人留学生採用促進セミナー」を開催している。これは留学生の採用を実際に検討している企業や関心を寄せる企業、また日本での就職を望む留学生を抱える専門学校の担当者を対象とするセミナーで、とりわけ企業関係者の啓発に重点を置いて、留学生の実態やその質の高さ、企業にとってのメリット、導入教育や事務手続きを含めた受入れ体制を構築することの必要性などを、具体的な採用事例の報告や法令等の説明を通じて伝えていくものである。

当初は年2回開催していたこのセミナーは、年を追うごとに参加者が増え、直近の3年間では延べおよそ700社、約2万人が受講した。開催地も東京を中心に、横浜、神奈川、埼玉と拡大し、2011年には地域の雇用支援の観点から被災地の仙台でも実施している。

◆就職指導プログラムの充実

最後に、もうひとつの柱である「就職指導」である。専門学校留学生担当者の意識啓発は、外国人留学生採用促進セミナーをはじめ、初任者・ベテラン向けの「留学生就職指導者向け研修会」などを協会主催で開催して随時行っており、その成果は着実に現れている。例えば自校で独自の就職プログラムを開発し、カリキュラムに組み入れている学校、留学生向けに校内で企業セミナーを開催する学校など、様々な取り組みが進められている。

そしてさらなる支援策として協会が実施したのが「高度人材育成プログラム」と「実践的就職支援プログラム」である。この2つは、先のアジア人材就職・転職説明会、外国人留学生採用促進セミナー、そして数種の教職員向け研修会と併せて、「地域社会に根差した外国人留学生の就職支援プログラムの開発と実践」という事業名で体系的に構築され、文部科学省の委託事業である「専修学校留学生総合支援プラン（2009年度）」に採択された。2009年から3年間実施された高度人材育成プログラムは、成長産業である「IT」「観光・ホテル・ホスピタリティ」「ファッション」の3分野の専門講座のほか、ビジネス日本語講座や就職対策講座を留学生向けに短期集中で無料開講し、都内の専門学校で実施されている。また実践的就職支援プログラムの一環として「留学生のための就職対策集中講座」が開かれ、国内就職の心構えや面接対策、ビジネスマナーなど就職活動における基礎知識も提供している。

◆専修学校の充実方策が進むなか浮上する課題

ここまで留学生支援の観点から、入国・入学にかかる入口支援、生活指導や就職指導など入学後の学生生活支援、そして卒業後を見ずえた就職を中心とする出口支援について、協会の取り組みを中心に記してきた。このなかで「留学生30万人計画」の達成を念頭に置き、我が国の発展にも寄与する優秀な留学生層を確保・育成するためには、卒業後の就職支援が翻って最も有効な留学生受入れ策であると理解いただけたと思う。しかしこと専門学校においては、いくつかの制度的な問題により、国内就職および帰国後の就職支援が思うように進まないのが現状である。

一方で、専修学校を取り巻く環境はここ数年で大きく変化した。その嚆矢は2006年、60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の目標に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と記されたことにある。基本法の文言に「職業」が明記されたのは初めてのことで、キャリア教育・職業教育の重要性が公（おおやけ）にされたといっている。同時に、若年無業者や早期離職者の増加等が社会問題化した背景を踏まえ、2008年には中央教育審議会で、初めて初等教育から高等教育を通じて、キャリア教育・職業教育のありかたを論じる特別部会が2年にわたり開かれた。その過程で専修学校の振興方策が提議され、ワーキンググループによって様々な改善案が提言・実施されたが、そのひとつに「留学生受入れ枠の弾力化」がある。これまで専修学校は総入学定員の2分の1を超える留学生の受入れは認められなかったが、2011年以降の入学者についてその規定が緩和されたのである。

また2012年4月から、専修学校の正規課程として単位制・通信制が導入されており、単位互換も含めて、大学・大学院生が専門学校に入学しやすくなった。ちなみに大学・大学院を中心とする高等教育機関卒業生および中退者の専門学校入学率は年々増加しており、現在では1割を超えている。そこにはより有利な国内就職を目指す留学生も含まれており、入学定員の緩和と併せて、これまで以上に留学生の受入れ環境が拡充した。就労を期待して専門学校に進むこの層に、望ましい就職につながる機会を提供することは、専門学校関係者だけでなく留学生促進を図る者の責務であろう。

◆国内の就労機会を広げるには

国内就職における最大の課題は、いうまでもなく就労資格の拡張である。現在、就労が認められる在留資格は17種類あるが、一般に「留学」資格からの変更は、理系は「技術」、文系は「人文知識・国際業務」が認められるのみで、「技能」「医療」など実務経験年数を要するものは原則許可されない。すなわち料理、理容、美容、介護、看護といった専門学校の特色を活かせる教育分野では、卒業後、日本でその専門職に就くことは原則不可能である。また、かつては卒業後帰国しても、日本の技能を「学んだ」という事実が母国で評価されることが多かったが、世界的な就職難の折り、修学の事実だけでは雇用側への説得力が薄れつつある。留学した国でそのまま働き続けるにせよ、いずれは帰国を視野に入れるにせよ、日本での実務経験が将来にわたるキャリア形成のために不可欠なのである。

現在、就労資格の拡張が難しいのは、日本人の雇用を守るとともに、賃金値下げ等の待遇劣化を防ぐために、国内の業界団体が基本的に受入れ不可のスタンスを取っているためである。最近ではEPA（経済連携協定）により、看護師や介護福祉士の門戸開放がわずかに進んだが（※3）、国家資格取得の困難さなどの障壁があり、これが風穴になるという見方は楽観的過ぎるであろう。少子高齢化の進展や、世界的に増加する留学生を日本がある程度（当面は30万人）獲得するために、時代の趨勢としていずれ就労資格緩和は進んでいくだろうが、それはロングスパンで見た場合であり、スピーディーな制度改正は期待できない。

そこで、現実的な対応策として企業インターンシップを提案したい。2010年7月の入国管理法から在留資格に「技能実習」が創設され、これまで独自の資格がなく「特定活動」資格で在留が認められていた技能実習生の受入れ環境が整備された。また従来は「研修」資格で認められていた技能実習制度も同資格に移行した。新たな技能実習資格は、雇用契約に基づく技能等の修得・習熟活動が段階的にできるもので、母国の送り出し機関との契約が必要であり、主に企業の研修生等に認められるものであるが、これを弾力的に解釈する、ないしは一部内容の改正を訴えて、日本の専門学校卒業生（留学生）にも適用することが可能ではないだろうか。現在のところ、在留期間は最長で3年であり、また対象職種も制限されているが、それでも数年の実務経験によるメリットは帰国後計りしれない。このようにして、就労資格外の分野における専門学校卒業生の就労機会を広げることが、いまなすべき取り組みのひとつではないかと感じている。

◆専修学校卒業歴の国際通用性を

もうひとつの課題は、日本の専門学校修了という経歴の、国際通用性を高めることである。現在、専門学校2年制課程を修了して得られる「専門士」、4年制課程で得られる「高度専門士」の称号は、ディグリー（学位）ではなくディプロマ（卒業証明）である。専門学校の概念や制度自体が各国でまちまちか、存在しないこともあり、国によっては海外で取得したディプロマを学歴と見なさないところもある。つまり、例えば母国の高校卒業後に来日し、専門学校で学んで帰国したとしても、最終学歴は「高卒」になるのである。これでは有利な就職は望めない。

翻って、例えば北欧のフィンランドでは、高等職業教育機関を修了した者にはプロフェッショナルディグリーが与えられ、ヨーロッパでは大学卒業者と同格という認識が浸透している。また日本の専門学校を参考に制度整備を進めた韓国では、専門学校卒業者に学位が与えられる。グローバル化が進む現在、先進国の留学生獲得競争において、その優位性は論ずるまでもない。

現在、国際通用性の担保につながる動きとして、全国専修学校各種学校総連合会を中心に専門学校を母体とした「新たな学校種」(※4)の創設が検討されているほか、協会では4年制課程修了者に「職業学位」を授与するための研究・活動を進めている。ただこうした制度改革は、実現するにせよ相当な期間が必要であろう。

私見であるが、この課題の解決はごく単純で、留学生の母国にある在外公館が卒業証明を行えばいいことだと考えている。日本の専門学校2年制課程の修了者が短期大学卒業者と同格、4年制課程が大学卒業者と同格というのは、単なる社会評価でなく、文部科学省による正式な通達事項である。専門士には大学編入資格があり、高度専門士には大学院入学資格が付与されていることが、学校教育法にも明記されている。もちろん様々な国家資格の受験資格や、公務員の給与規定においても、高度専門士は大学卒、専門士は短大卒と等しく扱われている。

こうした日本の高等教育のありかたと、それに伴う専門学校卒業生の位置づけを、日本の外務省の出先機関である大使館や領事館が証明すれば、ほとんどの国では学歴認定の問題は解消されるのではないだろうか。これには省庁連携が必要であり、残念ながら監督省庁である文部科学省を含めて、関連する法務省や外務省はこの問題、引いては専門学校教育に対する関心や理解が薄く、協力的とはいえない現状にある。しかし世界的に増加傾向にある留学生を我が国で一定数確保するためにも、そしてグローバル人材を育成するためにも、専門学校卒業生の国際通用性を担保することは不可欠であり、粘り強く改善を訴えていく所存である。

◆グローバル人材の輩出に向けて

ここまで、専修学校における留学生支援の取り組みと、就労機会の拡充や国際通用性の確保といった、できるだけ早急に改善すべく課題について説明するとともに、私見も交えていくつかの提案を行ってきた。可能なかぎり具体的事項を記述したつもりだが、最後に専修学校の枠を超えて大局的な課題を指摘しておきたい。それは「留学生30万人計画」を進める一方で、受入れ環境が充分でないという事実である。

といっても、留学生政策が不十分という側面ではなく、留学生を受入れる日本人サイドの意識の問題である。専修学校専門課程ではそうでもないが、大学の場合、留学生別科などを設けて留学生をひとまとめにしているところもあり、同世代の日本人学生と自然に触れあう機会が少ないケースもある。

さらに日本人学生の資質の問題もある。いま海外留学志望者が減少するなど日本人学生の“内向き傾向”が指摘されているが、一方で留学を経験した層には、留学先の風潮や思考に染まり、帰国後うまく周囲に馴染めないケースも多々見られる。例えば米国留学経験者なら、米国流の行動や発想が自らのコアになってしまうのである。これは元々、「日本人としての個」が涵養されていないがゆえの揺らぎであり、それは留

学を志さない層も例外ではない。こうした未熟さを以って外国人留学生と接しても、それは単なる会話（カンパセーション）に過ぎず、個人対個人として、時には対立し、時には共感し、お互いの見解を昇華していくような深い対話（コミュニケーション）は望むべくもない。「日本人としての個」を確立するには、初等教育から高等教育にわたる抜本的な取り組みが必要であり、壮大な命題だといえるが、それでもあえてここで触れておきたい。

なぜならグローバル人材というのは、語学力に秀でた人材ではなく、問題発見・解決能力をはじめ、リーダーシップ、発想力、創造力、交渉力などを高い水準で発揮できる「高度職業人材」であるからだ。マニュアル的な発想や行動ではなく、自ら考え動くためには、“揺るぎない個”が基盤にあることが前提であろう。我々の見るところ、優秀な外国人留学生は強固な意志や自意識を持っている。こうした人材と日本人学生が積極的に交わり、切磋琢磨し、お互いに有益な化学変化を起こすことが、あまねくグローバル人材を輩出するという意味において、大きな視点での留学生支援に他ならない。

そしてグローバル人材たり得る高度職業人を筆頭に、我が国と母国と架け橋となるブリッジ人材、さらに観光立国等を目指す我が国に必要なサービス人材——私の言うところの、多様な「コミュニケーション人材」の育成において、きめ細やかな少人数制のもと、豊富な職業教育のノウハウを持つ専修学校が、その使命を担うのに最もふさわしいと信じている。今後も制度改革に向けて積極的に働きかけながら、業界組織を挙げての支援と共に、留学生を受入れる個々の専修学校の質を高めることに努め、留学生支援に貢献していきたい。

脚注

※1 1997年の法務省入国管理局通達により「本邦の専門課程を修了し、『専門士』の称号を有しているものから就職を目的とする在留資格変更許可申請があった場合には、その者の行おうとする活動が『技術』、『人文知識・国際業務』等の就労可能な在留資格に該当し、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があれば、当該在留資格の変更を許可する」と緩和された。

※2 2003年10月、4者合同による「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に対する共同宣言」事業の一環として設置された「留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会」に参加。事業期間終了後も引き続き協議会は存続している。

※3 インドネシアおよびフィリピンとの経済連携協定に基づき、2009年度から年度ごとに外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施。2012年5月29日現在まで、両国併せて累計1562人を受入れている。しかし資格取得率（国家試験合格率）は1割前後と極めて低い。

※4 中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会の最終答申で、高等教育機関における職業教育の充実策のひとつに、大学と同格となる「新たな学校種の創設」が提言され、実現可能性を含めて関係機関で検討が進められている。